

株主各位

群馬県高崎市倉賀野町4531番地1

株式会社セキチュー

代表取締役社長 関 口 忠 弘

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月13日（月）午後6時までには到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月14日（火曜日）午前11時（受付開始予定午前10時30分）
2. 場 所 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎問屋街センター本館 6階会議場
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第68期（2018年2月21日から2019年2月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
議案の概要は、後記の「株主総会参考書類」（34頁～35頁）に記載のとおりであります。

以 上

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のサイト（<http://www.sekichu.co.jp>）（IR情報）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年2月21日から
2019年2月20日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、各地で発生している自然災害や、米国を中心とした貿易摩擦問題が経済に与える影響が懸念されており、先行きは不透明な状態が続いております。

ホームセンター業界におきましても、消費者の節約志向、人件費や物流コストの更なる増加リスク、また業種・業態の垣根を越えた競争の激化等、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況のもと、当社は、＜「改革」～売場を改め、商品を改め、業務を改める～＞を当事業年度のテーマに掲げ、地域の皆様にご愛顧いただける店舗となるべく大型店を中心とした店舗改装を行い、地域性を加味した品揃えへの取り組みなど、お客様に支持される品揃えとサービスを実現するための業務改善を進めてまいりました。

店舗政策におきましては、収益の向上と体質の強化を目的として、1店舗を閉店(7月「サイクルワールド保木間店」)した結果、2019年2月20日現在の店舗数は31店舗となりました。

当事業年度は、前事業年度の新店舗の売上高貢献があったものの、既存店舗の売上高減少を補うに至らず、売上高は減少となりました。

商品部門別には、「DIY用品」は、ワーキング衣料およびリフォーム・エクステリア関連の売上が低調に推移いたしました。売上高は146億3千万円(前期比4.1%減)となりました。「家庭用品」は、家庭用品・家電が低調に推移いたしました。売上高は98億8千5百万円(前期比4.4%減)となりました。「カー用品・自転車・レジャー用品」は、売場を拡張した食料品は好調に推移いたしました。灯油・文具の販売が低調でした。売上高は53億6千6百万円(前期比1.7%減)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は301億6千4百万円(前期比3.8%減)となりました。営業利益は3億4千万円(前期比11.2%増)、経常利益は4億1千4百万円(前期比5.2%増)、当期純損失は、収益性の低下が見込まれる一部店舗および遊休資産について減損損失20億5千2百万円を計上した結果、16億3千2百万円(前年同期は当期純利益1億8千万円)となりました。

商品部門別売上高

(単位：千円)

商品部門別	第 67 期 (2018年 2 月期)		第 68 期 (2019年 2 月期)		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
DIY用品	15,262,022	48.7%	14,630,174	48.5%	△4.1
家庭用品	10,340,045	33.0	9,885,902	32.8	△4.4
カー用品・自転車・レジャー用品	5,457,183	17.4	5,366,284	17.8	△1.7
その他	289,915	0.9	282,435	0.9	△2.6
合計	31,349,166	100.0	30,164,796	100.0	△3.8

(注) ホームセンター事業の各部門の構成内容は次のとおりであります。

1. DIY用品 ……………木材、石材、建築資材、リフォーム、エクステリア、DIY、ワーキング、園芸、農業資材、植物、ペット、電材等
2. 家庭用品……………家庭用品、日用品、インテリア用品、収納用品、家電品等
3. カー用品・自転車・レジャー用品
……………カー用品、自転車、レジャー用品、飲料、文具、カウンター、灯油等
(カー用品専門店、自転車専門店を含む)
4. その他……………ピット工賃等店舗受取手数料

2. 対処すべき課題

今後の経済につきましては、人口減少による市場規模の縮小や人手不足の深刻化、消費税増税の影響など不透明な要素を含んだ状況で推移していくものと予想されます。このような状況のもと、当社は「暮らしもっと楽しく 快適な住まいづくりのお手伝い」をスローガンに掲げ、お客様満足度向上を実現するため、以下の重点課題に取り組んでまいります。

(1) 営業力の強化

業種、業態を越えた激しい競争の中、ホームセンター業界の寡占化の進行による淘汰、再編が進むことが予想されます。このような経営環境のもと、当社におきましては、既存店の競争力強化策として、地域のお客様のニーズに対応した品揃えの実現により、お客様に支持される品揃えとサービスを提供できる「地域一番店」を目指してまいります。大型店舗を中心に店舗改装を進め、店舗年齢の若返りを図ります。また、ホームセンターとしての当社の強みが出せるよう園芸用品、金物・資材・DIY用品の品揃えの再構築を進めるとともに、食品の取り扱い強化による来店頻度の向上を図ります。

サービス面におきましては、商品宅配サービス、取付サービス、電子決済サービスの導入、セキチューカードの会員獲得によるお客様の利便性向上を図ります。

カー用品専門店においては、商品構成の見直しと作業レベル向上による安心・安全な車検、ピットサービスの強化を図ってまいります。

自転車専門店においては、地域に密着した品揃えと店舗オペレーションの再構築を行ってまいります。

インターネット通販事業においては、お客様の利便性向上のため、実店舗とオンライン店舗とが連動したサービスへの取り組みを推進し、成長分野における売上拡大を図ります。

(2) 出店用地の確保および店舗施設の有効活用

計画的な新規出店を進めていくため、出店用地の選定と開発を積極的に行い、新規物件の確保に最善を尽くしてまいります。一方、更なる成長と収益力の向上を図るため、テナントへの賃貸も含めた商業集積施設として店舗施設を有効活用してまいります。不動産に係る収益をホームセンター事業の収益と並ぶ収益獲得の柱と位置づけ、不動産全般について積極的な投資と運用を行ってまいります。

(3) 経営の効率化

継続的な成長を確固たるものにするため、店舗作業の軽減、本社業務の抜本的な見直しによるコストダウン、滞留在庫の削減による在庫日数の改善を行い、競争力の強化と経営の効率化を推進してまいります。

(4) 人材の採用と育成

社会保険料や最低賃金の上昇、人手不足を背景にした人件費の増大など、依然として厳しい状況の中、今後の出店も見据えた採用とスペシャリスト育成のための教育の強化を進めてまいります。併せて長時間労働の是正、有給休暇取得の推進、正しい勤怠管理等、「働き方改革」にも積極的に取り組んでまいります。

3. 設備投資等および資金調達の状況

(1) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、総額2億8千2百万円であります。主なものは、店舗の空調設備の取替更新による建物の取得、店舗改装に伴う陳列什器等の工具、器具および備品等の取得、基幹システム等の改修によるソフトウェアの取得であります。

(2) 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金を充当いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 65 期 (2016年 2 月期)	第 66 期 (2017年 2 月期)	第 67 期 (2018年 2 月期)	第 68 期 (2019年 2 月期)
売上高及び営業収入 (千円)	33,729,568	33,592,119	31,976,235	30,784,617
経 常 利 益 (千円)	869,858	962,216	393,527	414,084
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	477,895	508,220	180,770	△1,632,439
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	87.21	94.34	33.56	△303.09
総 資 産 (千円)	19,805,667	19,482,061	20,029,342	17,748,205
純 資 産 (千円)	10,862,527	11,289,818	11,411,579	9,599,924

(注) 1 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づき算出しております。

2 2018年8月21日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

10. 主要な事業内容

当社の主要な事業、および販売部門と販売品目は次のとおりであります。

(1) ホームセンター事業

木材・石材・建築資材部門

……木材、木工品、石材、建築資材等

リフォーム・エクステリア部門

……住宅関連用品、住宅設備機器、給排水資材、水道用品、ハウス、物置、リフォーム事業

D I Y・ワーキング部門

……金物、工具、塗料、接着剤、ワーキング等

園芸・農業資材部門

……農業資材、園芸用品、肥料、用土等

植 物 部 門……………野菜、植物、切花、種、球根等

ペット部門……………愛玩動物、ペット用品、ペットフード等

家電・電材部門……………家電品、電材等

家庭用品部門……………キッチン用品、バス・トイレ用品等

日用品部門……………ヘルス&ビューティー、そうじ用品、洗剤、消耗品等

インテリア・収納部門

……インテリア用品、寝具、内装材、収納用品等

カー用品部門……………タイヤ、オイル、バッテリー、車検、ピットサービス等

自 転 車 部 門……………自転車、自転車用品等

レジャー・飲料部門

……レジャー用品、スポーツ用品、酒類、飲料等

文具・カウンター部門

……文具、玩具、オフィス用品、カウンターサービス等

その他

……灯油、たばこ等

(2) 不動産賃貸事業

当社が保有・管理する不動産の賃貸、商業施設の企画・建設および運営管理

11. 主要な事業所

(1) 本 社 群馬県高崎市

(2) 店 舗

① ホームセンターセキチュー (25店舗)

県 名	店 舗 名
群 馬 県 (11店舗)	高崎店・桐生南店・前橋関根店・富岡店・安中店・藤岡インター南店・大間々店・前橋駒形店・高崎矢中店・伊勢崎茂呂店・沼田恩田店
埼 玉 県 (7店舗)	花園インター店・上尾店・狭山北入曾店・熊谷小島店・川越南古谷店・東松山高坂店・せんげん台西店
栃 木 県 (3店舗)	鹿沼店・宇都宮駒生店・岡本店
千 葉 県 (2店舗)	柏の葉十余二店・流山おおたかの森店
東 京 都 (1店舗)	鶴川店
長 野 県 (1店舗)	上田菅平インター店

② カー用品専門店オートウェイ (3店舗)

県 名	店 舗 名
群 馬 県 (3店舗)	高崎店・富岡バイパス店・大間々店

③ 自転車専門店サイクルワールド (3店舗)

都 県 名	店 舗 名
東 京 都 (2店舗)	新小岩店・南千住店
埼 玉 県 (1店舗)	戸田公園駅東口店

12. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	292名	5名	40.9才	13.9年
女 性	35	△4	29.3	8.4
合計または平均	327	1	39.2	13.3

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員を含めておりません。

なお、当期中の平均雇用人数（パート・アルバイトは8時間換算）は、嘱託社員63名、パート社員384名、アルバイト社員141名であります。

13. 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	801,498千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	401,674
株 式 会 社 足 利 銀 行	346,682
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	250,015
株 式 会 社 千 葉 銀 行	185,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	51,500
株 式 会 社 横 浜 銀 行	49,700

Ⅱ 株式に関する事項

1. 発行済株式の総数

5,586,150株
(自己株式200,192株を含む。)

2. 単元株式数

100株

3. 株主数

519名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社サウス企画	2,507,500 ^株	46.56 [%]
セキチュール取引先持株会	785,000	14.57
アトム総業株式会社	285,160	5.29
株式会社しまむら	275,000	5.11
株式会社群馬銀行	198,800	3.69
関口礼子	167,103	3.10
関口忠弘	165,055	3.06
セキチュール従業員持株会	112,187	2.08
株式会社足利銀行	101,400	1.88
関口完	90,246	1.68

(注) 持株比率は、自己株式(200,192株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	関 口 忠 弘	有限会社サウス企画代表取締役社長
専 務 取 締 役	長 谷 川 義 仁	経営全般
取 締 役	山 岸 茂	店舗開発担当
取 締 役	土 田 一 聡	商品部 統括部長
取 締 役	釘 島 伸 博	釘島総合法律事務所所長
常 勤 監 査 役	久 住 昌 和	
監 査 役	原 口 博	JKホールディングス株式会社社外監査役
監 査 役	小 松 原 卓	

- (注) 1. 取締役釘島伸博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役久住昌和、原口博および小松原卓の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役原口博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役久住昌和氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 鬼形克己氏は、2018年5月17日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	6名	137,916千円
監 査 役	4	9,852
合 計	10	147,768

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 上記のうち、社外役員（社外取締役・社外監査役）に対する報酬等の総額は5名12,552千円であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会において、年額250,000千円以内（使用人給与相当額を除く）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、2002年5月18日開催の第41回定時株主総会において、年額12,000千円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役釘島伸博氏の兼職先である釘島総合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬1,300千円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。

社外監査役原口博氏は、JKホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社とJKホールディングス株式会社の間に特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当社での主な活動状況
取 締 役	釘 島 伸 博	社外取締役就任後開催の取締役会10回中10回に出席し、主に法律の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	久 住 昌 和	社外監査役就任後開催の取締役会10回中10回と監査役会10回中10回に出席し、主に危機管理の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	原 口 博	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（13回）に出席し、主に公認会計士の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	小松原 卓	当事業年度開催の取締役会のすべて（13回）と監査役会のすべて（13回）に出席し、主に経営的な見地ならびに金融分野の専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

20,000千円

(2) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、法令および定款・社内規程を遵守するとともに、業務分掌の明確化と権限行使の適正化を図る。また、社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を充実する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として本社および各店舗に対して監査を実施し、不正過誤の防止と業務の改善・指導および規程の充実・具体化に努める。

法的判断を要する案件については、速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制を整備する。また、コンプライアンス体制を推進するために、内部通報制度を構築し、通報窓口を社内および社外に設置して匿名での通報を受けるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を保証する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役指揮下に対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損失の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確保する。また、取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関する重要事項についての審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。その際、補助業務にあたる使用人は、監査役の指示命令に従い職務を行う。また、当該使用人の任命・異動等を行う場合は、監査役に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を受けるほか、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に、その説明を求める。また、内部監査室から、定期的に内部監査状況を報告する。その他、監査役監査のために求められた報告事項について、速やかに対応する体制を整備する。

- (7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役員・使用人に対し、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員・使用人に周知徹底する。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支払い等の処理を行う。

- (9) その他 監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規則に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力から接触を受けたときは、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携し、組織的に対処する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わない。また、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与を排除する。

当社は、群馬県企業防衛対策協議会に加盟し、他所轄警察署および株主名簿管理人から関連情報を収集し、不測の事態に備えて最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する対応は、管理部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、上記方針に基づいた取り組みを行っており、内部統制システムの体制、運用状況に関して、監査役・内部監査室がモニタリングを行い、重要な不備がないか確認を行っております。

また、法令、経営環境の変化に対応して見直しを実施し、効果的な体制の整備、運用を行っております。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,993,272	流動負債	6,940,992
現金及び預金	996,518	買掛金	4,186,404
売掛金	486,542	短期借入金	1,100,000
商品	5,938,572	1年以内返済予定の長期借入金	506,402
貯蔵品	10,412	未払金	436,529
前払費用	131,461	未払費用	113,500
繰延税金資産	166,594	未払法人税等	158,319
その他	263,170	前受金	80,883
固定資産	9,754,933	預り金	19,472
有形固定資産	4,880,378	賞与引当金	75,340
建物	2,314,272	ポイント引当金	108,909
構築物	289,401	その他	155,231
機械及び装置	25,347	固定負債	1,207,288
車両運搬具	10,560	長期借入金	479,667
工具、器具及び備品	264,151	役員退職慰労引当金	53,453
土地	1,962,116	資産除去債務	335,475
建設仮勘定	14,528	繰延税金負債	57,374
無形固定資産	432,595	その他	281,318
借地権	134,919	負債合計	8,148,281
ソフトウェア	282,091	純資産の部	
その他	11,009	株主資本	9,468,877
その他の資産	4,574	資本金	2,921,525
投資その他の資産	4,441,959	資本剰余金	3,558,349
投資有価証券	420,494	資本準備金	3,558,349
長期前払費用	215,754	利益剰余金	3,194,934
差入保証金	3,646,876	利益準備金	272,952
その他	182,119	その他利益剰余金	2,921,982
貸倒引当金	△23,286	別途積立金	3,437,000
資産合計	17,748,205	繰越利益剰余金	△515,017
		自己株式	△205,931
		評価・換算差額等	131,046
		その他有価証券評価差額金	131,046
		純資産合計	9,599,924
		負債・純資産合計	17,748,205

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年2月21日から
2019年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,164,796
売上原価		21,650,839
売上総利益		8,513,957
営業収入		
不動産賃貸収入	619,821	619,821
営業総利益		9,133,778
販売費及び一般管理費		8,793,300
営業利益		340,477
営業外収益		
受取利息	30,192	
受取手数料	15,467	
受取保険金	8,396	
雑収入	47,640	101,696
営業外費用		
支払利息	6,829	
固定資産除却損失	17,929	
雑損	3,331	28,090
経常利益		414,084
特別損失		
減損損失	2,052,370	2,052,370
税引前当期純損失		1,638,285
法人税、住民税及び事業税	151,401	
法人税等調整額	△157,247	△5,845
当期純損失		1,632,439

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年2月21日から
2019年2月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,437,000	1,225,141
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△107,719
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	△1,632,439
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△1,740,159
当 期 末 残 高	2,921,525	3,558,349	272,952	3,437,000	△515,017

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△205,891	11,209,077	202,501	202,501	11,411,579
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△107,719	—	—	△107,719
当 期 純 損 失 (△)	—	△1,632,439	—	—	△1,632,439
自 己 株 式 の 取 得	△40	△40	—	—	△40
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△71,454	△71,454	△71,454
当 期 変 動 額 合 計	△40	△1,740,200	△71,454	△71,454	△1,811,654
当 期 末 残 高	△205,931	9,468,877	131,046	131,046	9,599,924

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

商 品……………売価還元法による原価法

ただし、物流センターの商品については、移動平均法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………建物(建物附属設備を除く)

a 1998年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの
旧定額法

c 2007年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物以外

a 2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

b 2007年4月1日以降に取得したもの
定率法

c 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～34年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

のれん 5年

(3) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金……………ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2015年5月13日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止したため、引当金計上額は、制度廃止日に在任している役員に対する廃止日における要支給額であります。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	15,548千円
土 地	389,524千円
投 資 有 価 証 券	3,402千円
計	408,475千円

(2) 担保に係る債務

長 期 借 入 金	402,682千円
短 期 借 入 金	300,000千円
買 掛 金	185千円
計	702,867千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

7,388,470千円

【損益計算書に関する注記】

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
店 舗	土地、建物、工具器具及び備品等	群 馬 県
		埼 玉 県
		千 葉 県
		東 京 都
		長 野 県
遊 休 地 等	土 地、 建 物 等	群 馬 県
		埼 玉 県

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各店舗及び賃貸不動産を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件を単位として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる資産グループと時価の下落が著しい資産グループについて減損を認識し、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,052,370千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

種 類	減 損 損 失
建 物	937,632千円
土 地	805,195千円
そ の 他	309,542千円
合 計	2,052,370千円

なお、減損損失を計上した資産の回収可能価額は正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価額(売却予定の資産については売却予定価額)又は固定資産税評価額等を合理的に調整した価額に基づき、使用価値は、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	11,172,300	—	5,586,150	5,586,150

（注）2018年8月21日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で併合を行ない、発行済株式総数は5,586,150株減少しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	400,315	34	200,157	200,192

（変動事由の概要）

増加株式数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 34株

減少株式数の内訳は次のとおりであります。

株式併合による減少 200,157株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月17日 定時株主総会	普通株式	107,719	10.00	2018年 2月20日	2018年 5月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2019年5月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	107,719	20.00	2019年 2月20日	2019年 5月15日

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

該当事項はありません。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収入金であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

差入保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

差入保証金については、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月20日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	996,518	996,518	—
(2) 売掛金	486,542	486,542	—
(3) 投資有価証券	414,854	414,854	—
(4) 差入保証金	3,646,876		
貸倒引当金(※)	△23,286		
	3,623,590	3,639,485	15,895
資 産 計	5,521,506	5,537,401	15,895
(1) 買掛金	4,186,404	4,186,404	—
(2) 短期借入金	1,100,000	1,100,000	—
(3) 未払金	436,529	436,529	—
(4) 未払法人税等	158,319	158,319	—
(5) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	986,069	981,092	△4,976
負 債 計	6,867,322	6,862,346	△4,976

(※) 差入保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に係る事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

建設協力金及び敷金については、将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値によっております。

2. 非上場株式(5,640千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価と帳簿価額は近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合の想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	996,518	—	—	—
売掛金	486,542	—	—	—
差入保証金	471,803	1,221,680	1,169,384	784,007
合計	1,954,865	1,221,680	1,169,384	784,007

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
短期借入金	1,100,000	—	—	—	—
長期借入金	506,402	243,016	200,004	36,647	—
合計	1,606,402	243,016	200,004	36,647	—

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用土地建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃借期間終了日までと見積り、割引率は当該使用見込期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	330,372千円
新規取得による増加	一千円
時の経過による調整額	6,200千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,830千円
見積りの変更による増加額	2,718千円
期末残高	337,461千円

(4) 資産除去債務の見積りの変更の内容

当事業年度において、退店等の新たな情報に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用を見直した結果、増加額2,718千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積額の変更により、当事業年度の税引前当期純利益は2,718千円減少しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社は、群馬県その他の地域において、賃貸用の店舗(土地を含む)を有しております。2019年2月期の当該賃貸不動産に関する賃貸損益は247,171千円(賃貸収益は営業収入に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

賃貸不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			決算日における時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
874,995	△68,296	806,699	1,318,112

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当事業年度の増減額は、主として空調設備の更新等による資産の増加21,245千円と、減価償却費による減少19,483千円、減損損失による減少69,196千円であります。
 3. 時価の算定方法
 主として、固定資産税評価額等の指標に基づき算定した金額であります。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金

52,232千円

合計

52,232千円

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、商品評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

〔持分法損益等に関する注記〕

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名称又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有する会社	アトム総業㈱	(被所有) 直接 5.3	損害保険契約 代理業務 役員の兼任	損害保険料 等の支払	28,203	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. アトム総業㈱は、当社代表取締役社長関口忠弘の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 損害保険契約代理業務は、当社との間で建物及び商品等について損害保険契約の代理業務を行っており、保険料率その他の付保条件については、一般ユーザーと同様の条件となっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額 1,782円39銭

1株当たり当期純損失 303円09銭

(注) 当社は、2018年8月21日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、株式数を算定しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月1日

株式会社セキチュー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤野 竜男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキチューの2018年2月21日から2019年2月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年2月21日から2019年2月20日までの第68期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

株式会社セキチュー監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 久住 昌 和 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 原 口 博 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 小松原 卓 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金の欠損を補填し、株主の皆様への安定かつ継続的な配当を実施するため、別途積立金の全部を取り崩し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 3,437,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 3,437,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置づけ、経営基盤の強化と安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金20円

総額107,719,160円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月15日といたします。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	く すみ まさ かず 久 住 昌 和 (1958年2月8日) <u>社外監査役</u>	2011年3月 群馬県警察 生活安全部生活環境課長 2012年3月 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 2013年3月 渋川警察署長 2016年3月 生活安全部人身安全対策統括官 2017年3月 地域部長 2018年3月 群馬県警察退職 2018年5月 当社監査役(現任)	— 株
2	はら ぐち ひろし 原 口 博 (1949年11月26日) <u>社外監査役</u>	1974年4月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 2001年9月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員 2011年5月 有限責任監査法人トーマツ退所 2011年5月 当社監査役(現任) 2015年6月 JKホールディングス(株)社外監査役(現任)	— 株
3	こ まつ ぼら たかし 小 松 原 卓 (1948年5月8日) <u>社外監査役</u>	2002年7月 株式会社群馬銀行事務部部长 2004年3月 同行退職 2004年4月 群馬土地株式会社専務取締役 2008年6月 群馬中央倉庫株式会社代表取締役 2009年6月 群馬ビジネスサービス株式会社代表取締役 2010年6月 同社代表取締役退任 2011年5月 当社監査役(現任)	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は久住昌和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 久住昌和氏を社外監査役候補者とした理由は、警察行政の豊富な経験と実績を当社のリスクマネジメントおよび経営管理に活かしていただきたいためであります。久住昌和氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
4. 原口博氏を候補者とした理由は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、社外監査役候補者とするものであります。原口博氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 小松原卓氏を候補者とした理由は、金融機関における経験と知識、企業経営者としての経験を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、社外監査役候補者とするものであります。小松原卓氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は社外監査役候補者が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で、現行定款第36条第2項において会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。監査役候補者3名の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎問屋街センター本館 6階会議場

交 通 JR高崎問屋町駅より徒歩6分

電 話 (027) 361-8243 (代表)

